

# 米国裁判判決を考える

## シリーズ第四回 『最近の知的財産権をめぐる判決—4』

大橋&ホーン法律事務所

黒田 愛

どんなに素晴らしい発明・発見でも、特許には成り得ないものがある。ピタゴラスの定理、ニュートンの方有引力の法則、アインシュタインの相対性理論はいずれも特許にすることができない自然法則である。

今回は、特許の対象となる発明かどうかが争われ、二〇〇八年一〇月三〇日に連邦巡回控訴裁判所が言い渡したばかりのジルスキー事件判決 (In re Bilski, 545 F.3d 943 (Fed. Cir 2008)) を紹介する。

### ■ 事案の概要

本判決で問題となつたのは、一九九七年にジルスキー氏とワルソー氏が出願した商品相場のリスクをヘッジする方法に関する特許申請である。この特許申請のクレーム第一項の概要は、商品相場において中間業者が商品の消費者 (例えば、石炭を買い入れる電力会社) に一定の価格 A で商品を売却する一方、商品の供給者 (例えば、炭鉱業者) から一定の価格 B で商品を買い入れることにより、需要供給の波による商品相場における価格リスクをヘッジする、といつものである。ところで、アメリカ連邦特許法一〇一条により、特許の対象となるのは、(1) ロセス、(2) 機械、(3) 製品、(4) 物の組成の四種類と定められてくる。この一〇一条の特許の対象に関する要件 patent eligibility は、続く

一〇一一条の新規性 novelty や一〇三条の非自明性 nonobviousness とは独立して要件で、別途審査されなければならない。ちなみに、プロセス発明とは複数の手順 (ステップ) から構成されなければならない。ちなみに、プロセス発明を言い、例えば、鉄鉱石と石炭、石灰を混合し熟して鉄鉄とする製法がこれに当たる。本件のリスクヘッジ方法は明らかに機械や、製品、物の組成ではないとかい、同法にいう「プロセス」に該当するかどうかが問題となつた。

### ■ 特許庁審査官および特許庁審判部の判断

特許庁 United States Patent and Trademark Office の審査官は、ジルスキー氏の発明は特定の道具を必要としていないこと、また、実用的な適用方法に言及することなく抽象的なアイデアを述べ、純粹に算術的な問題を解決するに過ぎず、科学技術 technological arts と分けられたものではないことを理由として、ジルスキー氏らの特許申請を拒絶した。なお、ビルスキー氏らは、特許審査の過程で、特許クレームはコンピューターの使用を前提としたものではない、と述べていた。

この拒絶査定を不服とするジルスキー氏らは、特許庁審判部 The Board of Patent and Interferences に審判を申立てた。審判部は、まず初めに控訴裁判所は、特許法一〇一条にいう「プロセス」は、

一般的に用いられている意味、すなわち「一定の終点に向けられた行動、動き、操作されるべきである」と論じた。これは、過去の最高裁判決が「特許クレームが、技術に向けられたものかどうか」を判断基準として採用したことは誤りで、この自然法則 laws of nature、自然現象 natural phenomena、むしろ抽象的なアイデア abstract idea (いわゆる fundamental principles) が、これを総称して、基本原理 fundamental principles によって拒絶の理由とした」ととも誤りであるとした。その上で、ジルスキー氏の特許クレームは、形を持たない、商品相場における中間業者、消費者、供給者それぞれのリスクや法的責任を変容させただけで、特許の対象たる発明には当たらないと述べ、また、これらは適用範囲を限定しない抽象的なアイデアにすぎない、さらには、有用で具体的、確かに認識しつら結果 useful, concrete and tangible result を生み出さなくてはいけないことを指摘し、よって、特許の対象にはなり得ないと判断した。

### ■ 連邦巡回控訴裁判所の判断

ビルスキー氏らが連邦巡回控訴裁判所に本件控訴を提起した後、同裁判所には

本件に強い関心を寄せた企業、各種団体、学者らから約四〇もの意見書 (amicus curiae と呼ばれる) が提出された。それだけ各業界の注目を浴びた事件といふことが出来る。

一、基本原理は特許にできない

まず初めに控訴裁判所は、特許法一〇一条にいう「プロセス」は、



